

PRESS RELEASE

平成 15 年 9 月 12 日

各 位

株式会社プレステージ・インターナショナル

(コード番号 4290 ヘラクレス市場)

東京都渋谷区初台一丁目 46 番 3 号

経営企画チーム 中澤 宏晃

Tel:03-5354-7800

E-mail:ir@prestigein.com

URL:<http://www.prestigein.com/>

新株予約権の付与に関するお知らせ

当社は平成 15 年 9 月 12 日開催の取締役会において、商法第 280 条ノ 20 および第 280 条ノ 21 の規定に基づき、新株予約権の発行について決議致しましたので、下記の通りお知らせします。

記

1. 新株予約権を発行する理由

当社取締役および当社監査役に対し企業価値向上への経営責任をより一層明確にすることを、また当社関係会社に対しては当社との関係を強化することをそれぞれ目的として、下記要領に記載の通り、当社取締役および当社監査役、当社関係会社に対し新株予約権を有償で発行するものであります。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割合を受ける者

当社取締役および当社監査役、当社関係会社に割当てるものとする。

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

普通株式 660 株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合後）比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

- (3) 新株予約権の総数
660 個
(新株予約権 1 個につき普通株式 1 株。ただし、前項 (2) に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)
- (4) 新株予約権の発行価額
1 個につき 11,300 円とする。
(平成 15 年 8 月最終取引日において、大阪証券取引所ヘラクレス市場における当社株式普通取引の終値に 5% を掛けた金額とする。)
- (5) 新株予約権の行使の際の払込金額の総額
7,458,000 円
- (6) 新株予約権の行使価額
1 個につき 237,300 円とする。
(平成 15 年 8 月最終取引日において、大阪証券取引所ヘラクレス市場における当社株式普通取引の終値に 1.05 を乗じた金額とする。)
- (7) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額
1 個につき 248,600 円 (1 株につき 248,600 円)
- (8) 新株予約権の行使により発行する株式価額の総額
164,076,000 円
- (9) 払込期日
平成 15 年 10 月 10 日から平成 15 年 10 月 17 日まで。
- (10) 新株予約権を行使することができる期間
平成 15 年 10 月 18 日から平成 20 年 10 月 17 日まで。
- (11) 新株予約権の行使の条件
- ① 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社取締役および当社関係会社の地位にある事を要するものとする。ただし、新株予約権者が、定年・任期満了による退任・退職、または会社都合によりこれらの地位を失った場合はこの限りではない。
 - ② 新株予約権者が死亡した場合には、相続を認めないものとする。
 - ③ 新株予約権の質入れその他の一切の処分は認めないものとする。
 - ④ その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
- (12) 新株予約権の消却事由および条件
- ① 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき、株主総会で承認された場合は、新株予約権は無償で消却することができる。

- ② 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき、株主総会で承認された場合は、新株予約権は無償で消却することができる。

(13) 新株予約権の譲渡制限

1 個につき 237,300 円とする。

以上